

日本労働年鑑 第28集 1956年版
The Labour Year Book of Japan 1956

第三部 労働政策

第一編 総論

昨一九五三年以来準備されてきたMSA協定はついに本年度において具体化された。この日米相互防衛援助協定は必然的に再軍備の強化をもたらすものであった。MSA四協定とは、この日米相互防衛援助協定と経済措置協定(いわゆる円貨使途協定)、投資保証協定および農産物購入協定をいうが、これらは政治・経済を中心とする日本の対米従属をつよめることになった。それは予算の編成およびその内容にもっとも端的にあらわれ、とくに「大砲かバターか」という問題はのちにみるように(第三部第三編)きわめて明瞭に提起された。いわゆる一兆円予算は、一つの成功と目されたが、その成功は何よりもアメリカにとっての成功であった。一月一四日付のクリスチャン・サイエンス・モニター紙は、この「耐乏予算」について、「吉田首相をここまでもってきたものはアメリカの圧力であった」こと、また「第二の圧迫は世界銀行からきた」ことを報じた東京発特電をのせた。

日本の再軍備は第一九国会で成立した防衛庁設置法および自衛隊法により、いよいよその強化の途を歩みだした。保安庁は防衛庁となり、保安隊と警備隊とは、陸海空の三自衛隊として新たに出発した。その兵力は本年中に、すくなくとも一六万をこえることになった。それはいわゆる少年自衛隊をさえともなうものである。ジェット式航空機や落下傘部隊等の近代式兵器も次第に整備される方向にある。

しかしながら、このような再軍備は日本国憲法に違反するという声は内外でようやく高い。かねてから考えられていた憲法改正は、この年、政府や保守党すじで具体的な成案となってあらわれた。

対米従属のもとでの再軍備は国民の民主的な権利をうばうことと固く結びついている。ファッショ的な諸政策が立法・行政の面であいついでおこなわれた。

このような情勢のもとで労働政策は、失業や低賃金や疾病・災害等総じて労働者階級の貧困化過程を阻止することができないのみでなく、むしろ、大量解雇と賃金ストップ・労働強化および労働組合の権利のはくだつにその中心をおいた。アメリカ式の生産性向上がこういう労働政策のスローガンになりはじめた。

すでに第一部および第二部でみたように、以上の諸政策は労働者階級のみでなく国民諸階層の状態をより一層悪化させ、こういう政策にたいする反対の運動と気運とをいちじるしく増大した。このような国民の力が政治的危機をもたらさないうちに政府をとりかえることが必要と考えられてきた。一二月七日に吉田内閣は総辞職し、同一〇日には鳩山内閣が成立した。

鳩山内閣は基本的には吉田内閣の政策をうけつがないわけにはいかなかったが、しかし同時に国民の諸要求を公然と拒否することもすくなくとも当面はできない立場にあった。その具体的な政策は一九五五年において展開される。

この年、労働政策はどのように展開されたか。

まず第一に、労働保護・社会保険・社会保障の面についていえばその前進がみられなかったのみでなく、むしろ逆にその後退はかなり大幅であった。労働基準法関係諸規則の全面的な改正と労働基準法そのものの改正への動き、公労法・国家公務員法改正の方向(以上第一編)、MSA再軍備体制のもとでの社会保険・社会保障の後退(第三編)等がその特徴である。

第二には、標準賃金の設定や国家公務員・公共企業体職員の給与対策にきわめて明瞭にあらわれたような賃金ストップ政策(第一編)失業対策における無策(第一編)と、むしろ逆に、大量解雇、一時帰休制の奨励と解雇制限法(法律による失業者創出)制定の動き、要するに再軍備政策にみあう合理化(第一編)こそが本年度労働政策の重点であった。

第三に、治安対策として、防衛秘密保護法や警察法の制定がありまた、東京証券取引所の争議にさいして、政府と警察とが一致して労働者のピケット権を抑圧したように(第二部)法律によらずして労働者の基本的権利を制限する政策が前年度にもましてとられた。また、いわゆる教育二立法(義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法案、教育公務員特例法改正案)は教員の自由をうばう重要な意味をもっているが、これが成立したことは労働政策の目標がどこにあるかをはっきり示したものであった(第二部第一編参照)。

これらの諸政策が、資本家および資本家団体の労働者対策と基本的に一致していることは第四編の資料からもうかがえるところである。

全政策は要するにファッショ的性格をいよいよこくしたといわざるをえない。小坂労働大臣のいわゆる「労働新政策」はかなり露骨に以上の基本線を表現したものであった。

第二編以下で直接ふれない若干のファッショ的政策の例として、ここで、憲法改正案や反民主主義活動対策協議会などをあげておこう。

自由党の憲法改正案

再軍備の一そうの進展は憲法改正問題を前面におしだしたが、昨秋以来、吉田首相の指示によってその検討をおこなってきた内閣法制局では、七月はじめにつぎのような問題点の抽出を終ったとつたえられた。

一、前文の内容

一、天皇＝象徴とするか元首とするか▽天皇の権限——国事事項の取り扱いに関するもの
▽皇室財産の収受

一、戦争放棄＝(再軍備の場合)第一項の主旨は生かし、第二項削除。これにともない兵役の義務、統帥権、宣戦、講和、軍の組織、軍人の地位、軍事裁判、緊急事態(戒厳の規定)の場合の国会議員の任期延長などをどうするか。

一、国民の権利義務＝公共の福祉と基本的人権との関係——黙秘権、家族制度、兵役義務など。

一、国会＝二院制度、参議院のあり方と構成、両院議員の任期。▽議員立法のあり方——とくに予算と法律の関係。

一、内閣＝国会の解散権、内閣の法律案提出権、内閣の憲法改正案原案の提出権、内閣総理大臣および国务大臣の文民規定、条約の締結——すべての条約が国会の承認を必要とするかどうか。

一、司法＝最高裁判所裁判官の国民審査、最高裁判所の法令審査、同裁判所の憲法裁判所としての性格、裁判の公開。

一、財政＝皇室財産関係、憲法第八十九条の「公の財産を公の支配に属しない慈善、教育、博愛の事業に対し支出または利用に供してはならない」の存廃など。

一、地方自治＝首長公選制、特別法住民投票。

一、憲法改正＝改正の手続き、国民投票制度。
一、最高法規＝憲法と条約との優先関係。

一〇月一八日には自由党憲法調査会の憲法改正試案が次のように決定されたが、再軍備の明文化、国家にたいする国民の忠誠義務などがふくまれている。

◇前文、戦争放棄など

一、前文においては、わが国が独立回復によりわが国の歴史と伝統を尊重し、国民の意志にもとづき自主的憲法を確立する旨を明らかにする。

二、国権は国民に発することを明らかにし、社会の安寧、民生の向上を念願して民主主義、平和主義、人権尊重主義を基調とする国家の繁栄、福祉国家実現の理想を掲げる。

三、世界の平和、人類文化の発展に寄与せんとする国際協力の態度を宣明し、これがためには一切の侵略戦争を放棄し、他国民の自由に干渉することなく、国際法規を順守し、互惠平等を条件として国際的平和の組織ならびに集団防衛体制に参加する旨を明らかにする。

四、防衛問題については、「国の安全または防衛」に関する一章を設け、戦争放棄は前文中に宣明するとともに、国力に応じた少数精鋭かつ効率的最小限度の自衛軍(国防軍)設置の主旨を規定する。

五、軍の最高指揮権は内閣を代表して内閣総理大臣におき、国防会議、軍の編成、維持、戦争ならびに非常事態の宣言、軍事特別裁判所、軍人の政治不干与ならびに権利義務の特例等軍事に関する最少限の規定を設ける。六、七、(略)

八、憲法改正については発議権を内閣にも認めることとし、特別多数決と国民投票はそのいずれか一によることとする。現行憲法の改正手続については特別に考慮する。

(備考) 以上各項の法文化につき日本国の性格と天皇の地位、その国事行為に関する規定との調整につき特別の考慮を要する

◇国民の権利義務関係

一、基本的人権の主要なるものを各条に列記してその保障の原則を明示する。二、三、(略)

四、旧来の封建的家族制度の復活は否定するが、夫婦、親子を中心とする血族的共同体を保護、尊重し親の子に対する扶養、および教育の義務、子の親に対する孝養の義務を規定すること、農地の相続につき家族制度を取入れる。

五、国防の義務、順法の義務、国家に対する忠誠の義務を規定する。六、(略)

◇国会関係

一、国会は国権の最高機関である旨の規定は改めるものとする。

二、(略)

三、二院の異質性を明らかにするため、参議院は選挙された議員と推薦された議員とをもって組織することを考慮する。

四、衆議院議員選挙につき小選挙区制の採用、参議院議員選挙につき間接選挙制の採用、全国選挙区制の廃止を考慮する(選挙法改正と関連)。

五、参議院議員の任期を改める。

六、法律案等の自然成立の期間を短縮するものとする。

七、解散の根拠を明らかにするとともに必要な制約の方法を講ずるものとする。八、九、十、十一(略)

◇内閣関係

一、(略)

二、内閣総理大臣その他の国务大臣は文民でなければならない、という要件を現役軍人を排除することに改める。

三、内閣の権限に法律案ならびに憲法改正発議案の提出および国会の召集、衆議院の解散、国会の停会ならびに栄典授与の決定を加える。四(略)

五、戦争および非常事態の宣言および軍の編成維持の事務を内閣の権限とし、戦争および非常事態の宣言は国会の承認を要するものとする。国会の召集が不可能な場合

の措置につき考慮する

六、国会の閉会中緊急事態に際して内閣は法律に代るべき命令を出し得ることとする。この場合は次の国会においてその承認を求め承認を得られなかった場合は将来に向けて無効とするものとする。

七、条約の締結について国会の承認を要するのは立法権、予算審議権など国会の権限に関係のあるものその他政治的に承要な条約に限るものとする。八、九、(略)

◇司法関係

一、法律により特別裁判所を設置することが出来るものとする。

二、三、四、五、(略)

六、いわゆる憲法裁判所を認めないことを明確にし、違憲審査については国務行為、条約などにつきその限界を明確にする。

七、(略)

◇財政関係

一、予算の増額修正については、政府の同意がなければ発議できぬものとし、新たに国庫の負担をもたらす議員立法についてはその抑制につき考慮する。二、三、四、五、六、(略)

◇地方自治関係

一、(略)

二、地方公共団体の長を画一的に直接選挙する制度を改め、法律の定めるところによって、選出することとする。法律の定めるその他の吏員の選挙に関する規定は、これを削除する。

三、(略)

日本労働年鑑 第28集 1956年版

発行 1955年11月20日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2002年3月5日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1956年版(第28集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
